

新型コロナウイルスの
後遺症で仕事
に就けない



親の介護で
働けない



子育てだけで
もう限界



怪我をして
働けない



生活保護の申請は 国民の権利です。

生活にお困りの方は
お気軽にご相談ください！

給料が
少なく
生活できない



アパートを
追い出されて
住む所がない



私たちの
年金では
暮らせない



持病が
悪化して
働けない



窓口
受付時間
電話
FAX
E-mail

総合福祉センターふじみ福祉課 3番窓口
平日 午前8時30分～午後5時15分
(0554)62 - 4133
(0554)30 - 2041
fukushi@city.uenohara.lg.jp